８ 学 第 ９２２ 号
令和８年１１月１３日

保護者の皆様
児童の皆さん

上田市教育委員会
学校教育課長

「こども性暴力防止法」に関するお知らせ

日頃より、本市の放課後児童対策事業へのご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止のための措置に関する法律」（いわゆる「こども性暴力防止法」）が、令和 8 年 12 月 25 日から施行されます。この法律は、放課後児童施設等において、こどもへの性暴力等を未然に防ぎ、すべてのこどもが安心して生活できる環境を整えることを目的としています。

本市におきましても、この法律の趣旨を踏まえ、放課後児童施設を利用する児童の安全・安心の確保に向け、次のとおり取り組んでいます。

＜放課後児童施設としての取組＞
・職員による研修の実施　　・相談しやすい環境づくり　　・定期的なアンケート調査の実施
また、施設職員等による以下のような行為は禁止されています。
・不必要な身体接触　　・児童を不快にさせる言動　　・SNS 等による私的なやり取り　など

■保護者の皆様へ
児童館、児童センター及び放課後児童クラブでは、こども一人一人が安心して過ごせる環境づくりに取り組んでいます。
一方で、こどもが被害を受けても自ら訴えることが難しい場合があります。日頃からお子さんの様子に目を配り、気になることがありましたら、遠慮なく相談機関にご相談ください。

■児童の皆さんへ
児童館・児童センター及び放課後児童クラブは、皆さんが安心して過ごせる場所です。
もし、「いやだ」「こわい」と感じることがあったときは、その場から離れたり、信頼できる大人に話したりしてください。困ったときは、
・利用している施設の先生　　・お家の人　　・相談窓口
など、誰かに話してください。一人で抱え込まないことが大切です。

こども家庭庁ホームページでも動画・資料を公開しています。
https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou

上田市教育委員会学校教育課
課長：渡辺　　担当：朝倉
TEL：23-5195